

- 所得税申告納付期限
令和5年3月15日(水)
- 消費税申告納付期限
令和5年3月31日(金)
- 振替納税を利用する場合の振替日
所得税:令和5年4月24日(月)
消費税:令和5年4月27日(木)

※藤岡商工会議所では、インターネットを利用した電子申告(e-TAX)による申告・納税を推奨しております。
自身によるパソコン操作が困難な方でも税理士による代理送信が可能です。会場にお越し頂いた際にお申し出ください。
※令和2年度の課税売上高1,000万円超の方は、令和4年において消費税課税事業者です。令和4年の売上高にかかわらず、期限内に消費税の申告が必要です。

○ 問合せ先 藤岡商工会議所
☎ 0274-22-1230

確定申告相談で藤岡商工会議所へ 来所される方へ

～新型コロナウイルス感染症対策のご案内～
新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、当所職員による確定申告の相談は下記にて対応させていただきます。

■ **2月1日(水)より予約制となります。**
密を避けるため、予約制にて対応致します。必ず、事前に電話にて予約をしていただてから、ご来所ください。

■ **来所時の検温の実施**
来所時に検温を実施します。37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がある場合は感染防止の観点から、入室をお断りさせていただきます。ご迷惑がございません。

■ **マスク着用、手指消毒のお願い**
マスクを必ず着用いただき、入口等で手指消毒をお願いいたします。

～藤岡商工会議所の対策～

- ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用。
- こまめな換気・消毒の実施。
- 職員はマスクを着用し対応。検温の実施。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。


3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。


※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!




～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構